

令和 8年 4月24日

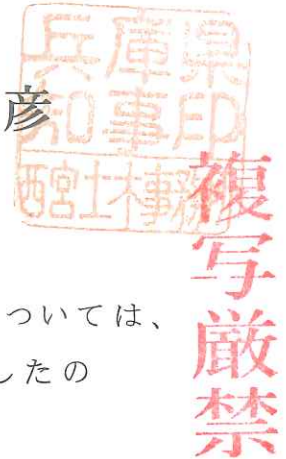
翔成産業（株）

清村 和司 様

兵庫県知事 齋 藤 元 彦

一般 建設業の許可について（通知）

令和 8年 3月 24日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、通知する。



記

許 可 番 号	兵庫県知事 許 可（ 般 一 8 ） 第 219072 号
許 可 の 有 効 期 間	令和 8年 4月 28日から 令和 13年 4月 27日 まで
建 設 業 の 種 類	
土木工事業 石工事業 舗装工事業 水道施設工事業	とび・土工工事業 鋼構造物工事業 しゅんせつ工事業 解体工事業

注） 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限； 令和13年 3月 28日
（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）